

## 大口町健康推進活動交付金交付要綱

大口町健康推進員推進活動費助成金交付要綱（平成7年大口町告示第17号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、地域の保健事業の活動強化と充実を図るための交付金交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（交付の条件）

第2条 交付金は、大口町健康推進員設置要綱（平成7年大口町告示第16号）第7条に規定する代表健康推進員（以下「代表推進員」という。）に対し、地域の健康推進活動に関する経費について交付するものとする。

（交付の額）

第3条 交付金は、当該年度の4月1日現在の寮世帯を除く住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されている行政区の世帯数に100円を乗じた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、交付金の総額が4万円に満たない地区の交付金は、4万円とする。また、交付金の総額が10万円を超える地区の交付金は、10万円とする。

（交付の決定等）

第4条 代表推進員は、当該年度4月末日までに、健康推進活動交付金交付申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に必要事項を記入して、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請書を受理したときは、当該年度5月末日までに交付金の額を決定し、健康推進活動交付金交付決定通知書（様式第2）により代表推進員に通知するものとする。

3 交付決定の通知を受けた代表推進委員は、健康推進活動交付金請求書（様式第3）を町長に提出するものとする。

4 町長は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めた

ときは速やかに、概算払いにより交付金を支払うものとする。

(責務)

第5条 代表推進員は、交付金交付の目的に従い適正、かつ、効率的にこれを運用しなければならない。

(書類等の整備)

第6条 代表推進員は、交付金の受入れ及びその使途を明らかにし、帳簿、書類等を備えておかなければならない。

(実績報告)

第7条 代表推進員は、健康推進活動事業を完了したときは、当該年度の3月31日までに健康推進活動交付金実績報告書(様式第4。以下「実績報告書」という。)を町長に提出しなければならない。

(交付金の確定通知)

第8条 町長は、前条の規定により実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、健康推進活動交付金確定通知書(様式第5。以下「確定通知書」という。)により当該代表推進員に通知するものとする。

(交付金の精算)

第9条 代表推進員は、確定通知書を受けたときは、町長に対し健康推進活動交付金精算書(様式第6)を提出し、速やかに精算するものとする。

(交付金の交付決定取消又は返還)

第10条 町長は、代表推進員に次の各号のいずれかに該当する行為があった場合は、健康推進活動交付金交付決定の取消・交付金返還通知書(様式第7)により、交付金の交付を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱により提出する書類に虚偽の事項を記載し、又は交付金の交付に関し不正の行為があった場合

(2) 町長の指示に従わず、報告、検査等を拒んだ場合

(その他必要事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町

長が別に定める。

附 則 （平成10年1月30日告示第8号）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 （平成21年6月19日告示第121号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町健康推進活動交付金交付要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則 （平成23年3月29日告示第28号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月26日 大口町告示第89号）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成31年3月27日 大口町告示第44号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第53号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月24日 大口町告示第131号）

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1（第4条関係）

年 月 日

大口町長 様

地区代表健康推進員

健康推進活動交付金交付申請書

大口町健康推進活動金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり交付金の交付を申請します。

記

交付申請額 金 円

（内訳：100円× 世帯）

※世帯数は、申請年度の4月1日現在で、住民基本台帳に記録されている世帯数。（寮世帯を除く）

様式第2（第4条関係）

第 号  
年 月 日

地区代表健康推進員

様

大 口 町 長



健康推進活動交付金交付決定通知書

年度健康推進活動に関する経費に対して、次のとおり交付金を交付することに決定したので通知します。

記

交付決定額 金 円

様式第3（第4条関係）

年 月 日

大口町長 様

地区代表健康推進員

健康推進活動交付金請求書

年 月 日付 第 号で決定した額について、大口町健康推進活動金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり交付金を請求します。なお、交付金については、下記の振込先に振込いただきますようお願いいたします。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 出張所
預金種別	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

様式第4（第7条関係）

年 月 日

大 口 町 長 様

地区

代表健康推進員氏名

健康推進活動交付金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった健康推進活動交付金に係る事業が完了したので下記のとおり報告します。

記

1 実績額 金 円

2 添付書類

- (1) 健康推進活動事業報告書（別紙1）
- (2) 健康推進活動収支決算書（別紙2）

別紙 1

健康推進活動事業報告書（            地区）

1 事業概要

実施日	実 施 内 容	参加者等

2 その他



別紙 2

健康推進活動収支決算書 ( 地区 )

1 収 入

区 分	金 額	説 明
合 計		

2 支 出

区 分	金 額	説 明

様式第5（第8条関係）

第 号  
年 月 日

地区代表健康推進員  
様

大口町長 印

健康推進活動交付金確定通知書

年 月 日付けで報告がありました交付金事業について、次のとおり交付金の額を確定したので通知します。

記

交付確定額 金 円

様式第6（第9条関係）

健康推進活動交付金精算書

年 月 日

大口町長 様

地区代表健康推進員

年 月 日付け 第 号で健康推進活動交付金の確定通知を受けましたが、下記のとおり精算します。

記

当初交付決定額（A）	金 円
交付確定額（B）	金 円
精算額（A）－（B）	金 円

様式第7（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

大口町長 印

健康推進活動交付金交付決定の取消・交付金返還通知書

年 月 日付け第 号で 交付決定通知  
変更承認通知 したことについては、  
交付決定を取り消す（とともに、その返還を命ずる）ので通知します。  
については、交付済みの下記の金額を速やかに返還してください。

記

1 返還金額 金 円

2 取消理由